## 《射水市ゆとりライフ互助会共済給付金》

共 済 事 由		共済金額(円)	必要な添付書類	
①死亡• 後遺障害	会員本人(下記の事由に限ります) ・疾病死亡 ・疾病による重度障害 ・不慮の事故による死亡 ・不慮の事故による後遺障害		65 歳未満 50,000 65 歳以上 25,000	<ul> <li>・死亡診断書(写)</li> <li>・戸籍謄本(写)等、受取人と会員との関係が分かるもの</li> <li>・後遺障害の場合は後遺障害証明書</li> <li>・交通事故の場合は事故証明書</li> </ul>
(等級表による)	配偶者		20,000	・戸籍謄本(写)等、家族の死亡と会員との関係が分かるもの
	子 (会員の子及び子の配偶者等)		10,000	
	親 (会員及び配偶者の実父母等)		10,000	
	同居親族(住宅災害による場合に限る)		10,000	
2傷 病	14 日以上の休業		10,000	・診断書(写)又は事業主の休業証明書
③住宅災害	火災 自然災害		最大 100,000	<ul><li>罹災証明書</li><li>業者修理見積書・請求書</li></ul>
(自家で居住して			最大 30,000	
いること)	同居親族の死亡		10,000	
④その他 慶 事	結婚		10,000	・戸籍謄本(写)
	子供の出生		10,000	・住民票又は健康保険証(写)又は母子手帳の出生届 出済証明(写) (会員との続柄がわかるもの)
	子供の就学(小学校・中学校入学時)		10,000	
	還暦祝 (満 60 歳)		10,000	<ul><li>なし</li><li>★誕生日が過ぎたら、速やかに請求ください</li></ul>
	結婚記念祝	銀婚祝•25周年	5,000	<ul> <li>・戸籍謄本(写)</li> <li>・事業主の勤続証明書</li> <li>★支払事由の確定日は該当する勤続期間の応当日の前日となります。</li> <li>(例:2013年4月1日就職で勤続10年の場合、事由確定日は2023年3月31日)</li> </ul>
		金婚祝•50周年	10,000	
	勤続祝金	勤続 10 年	8,000	
		勤続 15 年	10,000	
		勤続 20 年	10,000	
		勤続 25 年	10,000	
		勤続 30 年	10,000	
		勤続 35 年	10,000	
		勤続 40 年	10,000	

- ※共済事由に応じた請求書様式で請求してください。(請求事由発生の日から3年以内に請求してください。)
  - ①死亡•後遺障害⇒本人死亡•後遺障害保険金請求書 ②傷病⇒保険金請求書兼証明書〈一括用〉
  - ③住宅災害⇒住宅災害等共済金請求書 ④その他慶事⇒保険金請求書兼証明書(4 名連記用)
  - 請求書様式は、全労済協会ホームページからダウンロードできます。

(https://www.zenrosaikyokai.or.jp/mutual/yasuragi/)

※入退会届、各種証明書は射水市ゆとりライフ互助会のページからダウンロードできます。 (射水市ゆとりライフ互助会で検索)

## ※共済給付金の支払日について

・毎月15日までに請求いただいた分(事務局着分)については、翌月15日支払い(土日祝日等金融機関の休業日の場合は翌営業日)となります。